

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領

1 目的

農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところです。

このことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が令和8年(2026年)4月1日以降入札の工事から実施し、週休2日による施工の実施方法等について定める。

2 対象工事

建築工事等価格積算要領を適用する工事を対象とする。ただし、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

3 用語の定義

1) 週休2日

- ① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

「対象期間」とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

3) 現場閉所

「現場閉所」とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

4) 4週8休以上

- ① 完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ② 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が**28.5%**（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が**28.5%**に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているとみなす。
- ③ 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が**28.5%**（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 実施方法

- 1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。
- 2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※1}を作成し、工事監督員へ提出すること。
- 3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※2}や余裕ある工事期間は除く）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※1：実施計画書は別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※2：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合を

いう。

5 実施確認

- 1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※3}すること。
- 2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※4}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料による確認を行うこと。

※3：報告は、別記様式1（※¹）または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等による。その提出は電子データまたは書面とする。

※4：報告を受けた別記様式1（※1）等による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

1) 補正方法

対象期間中の現場閉所の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。なお、補正方法については、（別添）「営繕工事における週休2日工事实施要領補足事項」によるものとする。

① 完全週休2日（土日）工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01

② 月単位の週休2日工事	労務費	1.02
--------------	-----	------

2) 積算及び変更方法

「月単位の週休2日」の達成を前提に、1) ②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、補正係数を1) ①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。なお、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

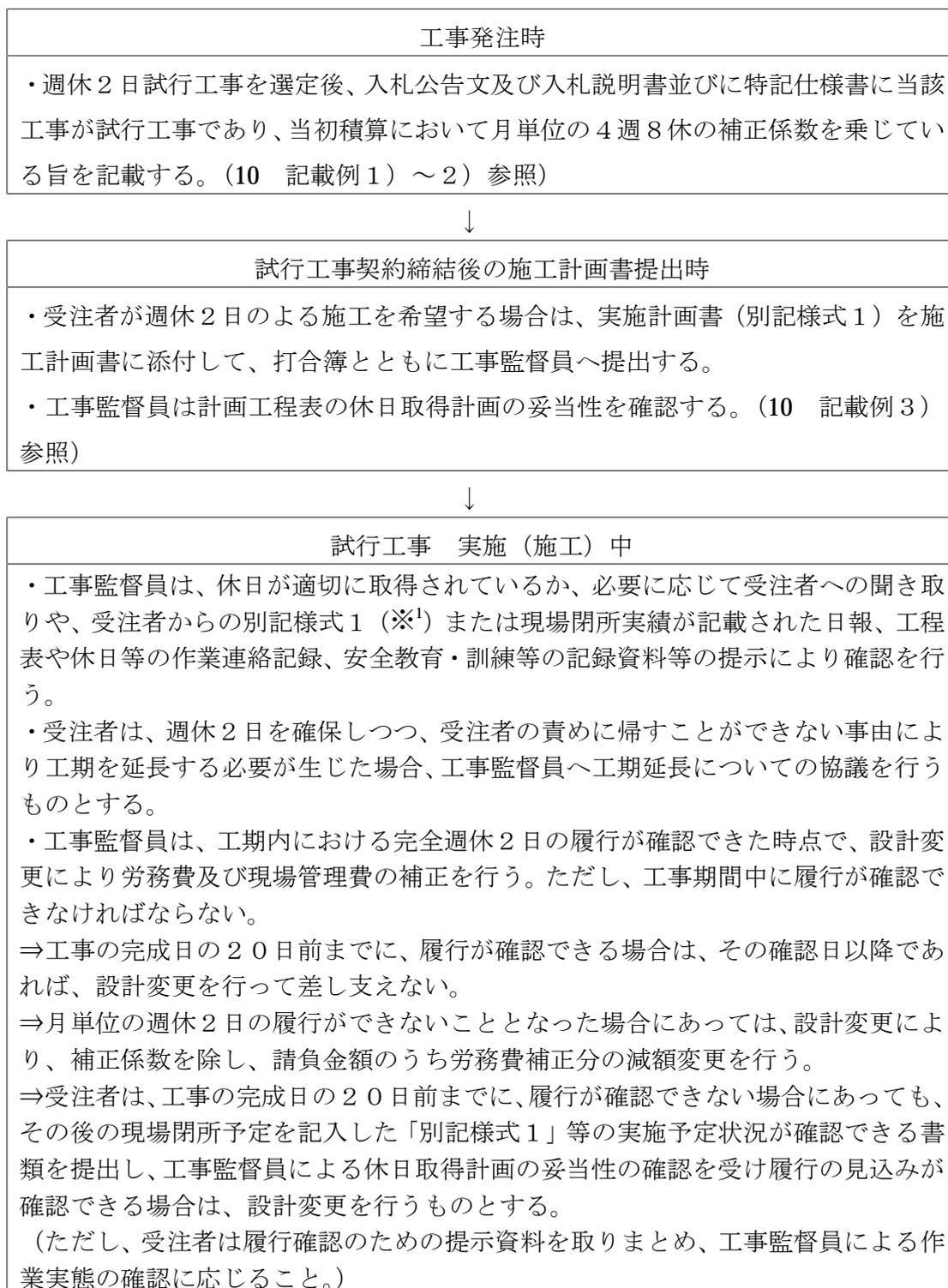
7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

- 1) 入札公告及び入札説明書に「10 記載例」の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- 2) 特記仕様書に「10 記載例」を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

8 実施の留意事項

- 1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所と認めるものとする。
 - 2) 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
 - 3) 週休2日の履行確認については事務手続きの関係上、工事完成日の20日前^{※5}までに実施状況^{※6}または実施予定状況)を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。
また、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
 - 4) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。
 - 5) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。
 - 6) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。
- ※5：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。
- ※6：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1の実施欄によるものとする。

9 実施フロー



10 記載例

1) 入札公告記載例

1 入札に付する事項

(6) 「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、月単位の4週8休に取り組むことを前提とし、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に月単位の4週8休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。なお、完全週休2日を実施した場合に設計変更にて労務費、現場管理費の補正を行う。また、月単位の4週8休に満たない場合は、設計変更により、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行う。

2) 特記仕様書記載例

○週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書

1 週休2日による施工

1) 本工事は、当初積算において「月単位の4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じている。

また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を実施した場合には設計変更にて労務費、現場管理費の補正を行う。月単位の4週8休に満たない場合は、設計変更により、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行う。